

平成27年9月18日

日向市議会議長 畝原幸裕 様

提出者 日向市議会

議会運営委員長 黒木金喜



議 案 提 出 書

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

- | | |
|------------|------------------------|
| 委員会提出議案第7号 | 日向市議会情報公開条例の一部を改正する条例 |
| 委員会提出議案第8号 | 森林整備事業予算の拡充についての意見書（案） |
| 委員会提出議案第9号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書（案） |

日向市議会情報公開条例の一部を改正する条例

日向市議会情報公開条例（平成13年日向市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（開示義務等） 第9条 議長は、第7条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 （1） [略] （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ [略] オ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報に含まれ	（開示義務等） 第9条 議長は、第7条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 （1） [略] （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ [略] オ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務

る当該公務員の職及び氏名で、開示することにより当該公務員又はその家族の生命、身体、健康又は生活の保護に支障が生ずるおそれのないもの

(3)～(7) 〔略〕

員の職及び氏名で、開示することにより当該公務員又はその家族の生命、身体、健康又は生活の保護に支障が生ずるおそれのないもの

(3)～(7) 〔略〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

森林整備事業予算の拡充についての意見書（案）

豊富な森林資源を有する本市を含む日向入郷圏域（1市2町2村）では、拡大造林の成果により、スギを中心とする人工林が本格的な収穫期を迎えており、伐採及びその後の再造林、下刈面積が大幅に増加している状況にあります。

また、ニホンジカによる造林地への被害も深刻になっております。

一方、今後の地方創生に向け、林業の成長産業化が強く求められているところであります。

林業現場で働く人達にとって、最も厳しい仕事は、造林、下刈り、除間伐などの森林整備の作業であり、山で働く人達に恩恵があつてこそ、資源循環型林業の第一歩であり、真の地方創生となるはずです。

このような中、現在の森林整備事業の予算状況は、適正な森林整備を推進するうえで十分なものではなく、伐採後に再造林のされない植栽未済地や獣害の発生により、資源の循環利用に支障を来し、林業が基幹産業である山村地域の振興にも大きな影響が出る事が懸念されます。

つきましては、林業の成長産業化を図るため、下記の措置を講じていただきますよう特段のご高配をお願いいたします。

記

1. 資源循環型林業の実現のため、森林整備（造林、下刈り、除間伐）の予算拡充
2. その地方、地域にあった林業予算の配分
3. 有害鳥獣による被害対策の強化と予算拡充（防護柵）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日

宮崎県日向市議会議長 畝原幸裕

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難になっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、平成 32 年の基礎的財政収支の黒字化を図るため、社会保障と地方財政が標的とされ、歳出削減に向けた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかなです。

このため、平成 28 年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。

ついては、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、農林水産業の振興、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援制度、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興期間終了後の平成 28 年度以降も継続すること。また、平成 27 年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税のあり方を検討すること。
- 4 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

宮崎県日向市議会議員 畠原幸裕